

認定NPO法人を目指す前に

1 認定NPO法人を目指す前に	
1. NPO法人として達成すべきこと	3
2. 適正な運営組織の必要性	4
3. 適正な運営組織をつくること	6
コラム 認定NPO法人認知症予防ネット神戸さんの場合	10

1. NPO法人として達成すべきこと

この手引は、認定NPO法人について説明しています。そのため、認定NPO法人に関心を持っている方がこの手引を手にとられているでしょう。認定NPO法人は、NPO法第44条で「特定非営利活動法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものは、所轄庁の認定を受けることができる」と定められています。所轄庁の認定を受けたNPO法人のことを「認定NPO法人」と呼びます。「認定NPO法人」になると、税制優遇などのさまざまなメリットがあります(認定NPO法人については次章以降で詳しく説明します)。

認定NPO法人は、特別なNPO法人なのかというと、必ずしもそうではありません。認定NPO法人になるためにはいくつかの要件を満たす必要がありますが、認定NPO法人だけに求められる特別な要件というのは、それほど多くありません。つまり、**認定NPO法人に求められる要件の多くは、本来、全てのNPO法人に求められているものなのです**(認定NPO法人と一般のNPO法人の違いは70ページの表を参照してください)。

認定NPO法人の要件の多くは、NPO法人が組織として適正に運営されているかどうかという点に関係します(ここで言う「組織としての適正な運営」とは、一般に、ガバナンス、コンプライアンス、アカウントビリティなどと呼ばれるものが含まれます)。

例えば、総会や理事会等の会議が定款に定められたとおりに開かれ、組織の方向性についてきちんと議論されていること(さらに議事録等が作成され保管されていること)、あるいは事業報告書や計算書類などが正しく作成され公開されていることなどが挙げられます。これらのことがきちんとできていない状態では、そもそもNPO法人として市民に信頼されることも難しいように思われます。

NPO法人の適正な運営についての多くの方法は、『1 設立・運営編』に掲載されています。『1 設立・運営編』に書かれたさまざまな事務処理や手続きを着実に実行することができれば、おのずと組織を適正に運営することができ、ひいては認定NPO法人も現実的な目標になってきます。認定NPO法人の取得を具体的な目標とし、さまざまな要件をひとつずつクリアしていけば、市民に信頼されるNPO法人に近づくことができるとも言えます。そして、市民に信頼されるNPO法人になれば、会費や寄附などをより集めることができるようになります。

ガバナンス、コンプライアンス、アカウントビリティって何？

ガバナンスとは、一般的に「統治」や「内部統制」のことを指します。NPO法人におけるガバナンスとは、理事や監事の権能、社員による社員総会などがきちんと定款に基づき機能する組織体制のことです。具体的には、監事による監査が適切に行われ、社員総会にて法人の運営に関わる重要な事項が決議されることなどです。『1 設立・運営編』の23ページで確認してください。

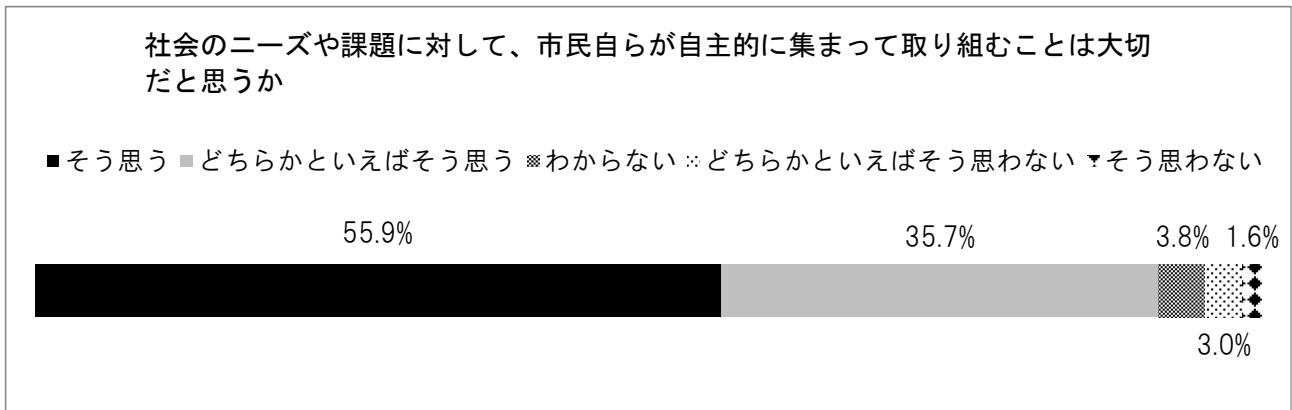
コンプライアンスとは、「法令遵守」のことです。法令を守ることは当たり前のことですが、意図せずに違反してしまうこともあります。NPO法人という法人格に関する法令はもちろん、NPO法人が運営する事業や労務などに関する法令もあります。NPO法人の罰則規定については、『1 設立・運営編』の196ページをご覧ください。

アカウントビリティとは、説明責任と訳されます。NPO法人はさまざまな主体から多くの支援を得て活動を行うため、これらの関係者に対してその支援が適切に使われたことを報告する必要があります。例えば、助成金の報告書を提出すること、寄附金の使途を寄附者に報告すること、事業報告書や計算書類をホームページで公開することなどです。

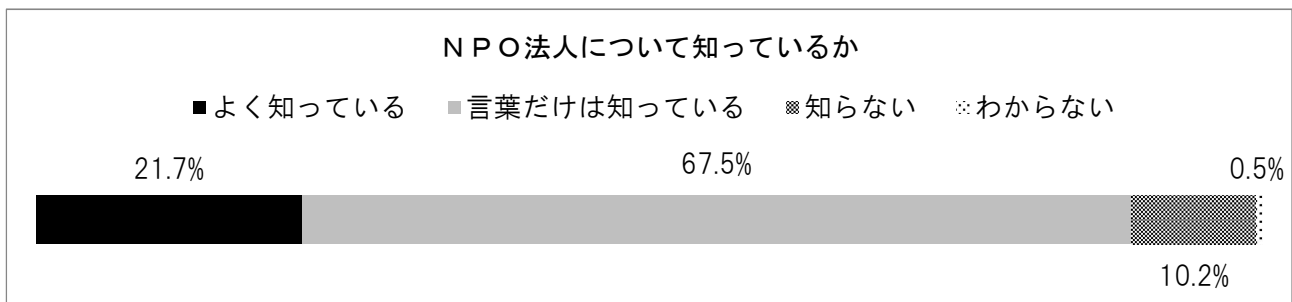
2. 適正な運営組織の必要性

適正な運営組織の条件を考える前に、市民がNPO法人に対してどのように思っているのかをいくつかのデータを参考にしながら考察していきます。

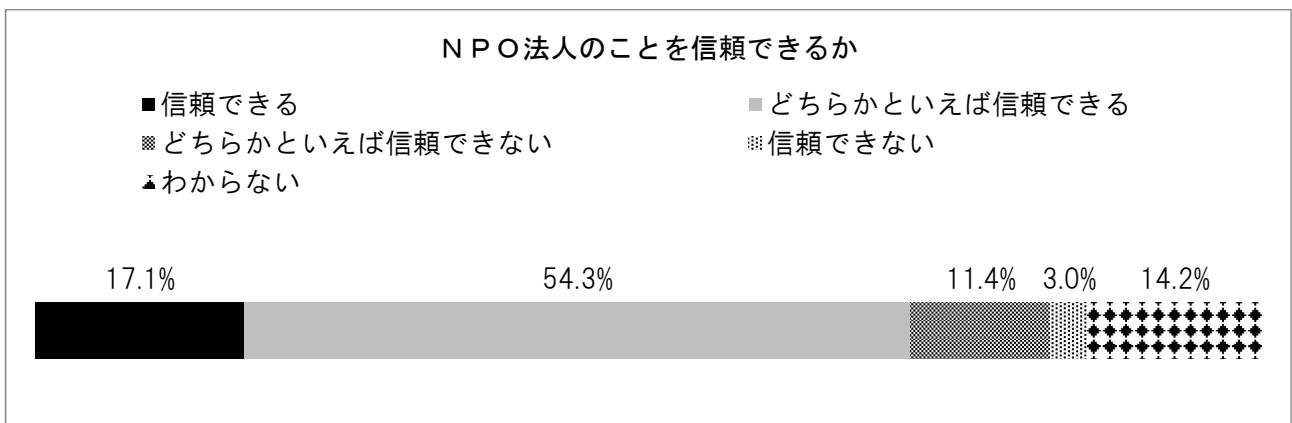
内閣府は2013年8月に『NPO法人に関する世論調査』を公表しています。「社会のニーズや課題に対して、市民自らが自主的に集まって取り組むことは大切だと思うか」という質問に対して、55.9%が「そう思う」、35.7%が「どちらかといえばそう思う」となっています。



また、内閣府は2018年12月に『NPO法人に関する世論調査』を新しく公表しました。「NPO法人について知っているか」については、21.7%が「よく知っている」、67.5%が「言葉だけは知っている」と回答しています。



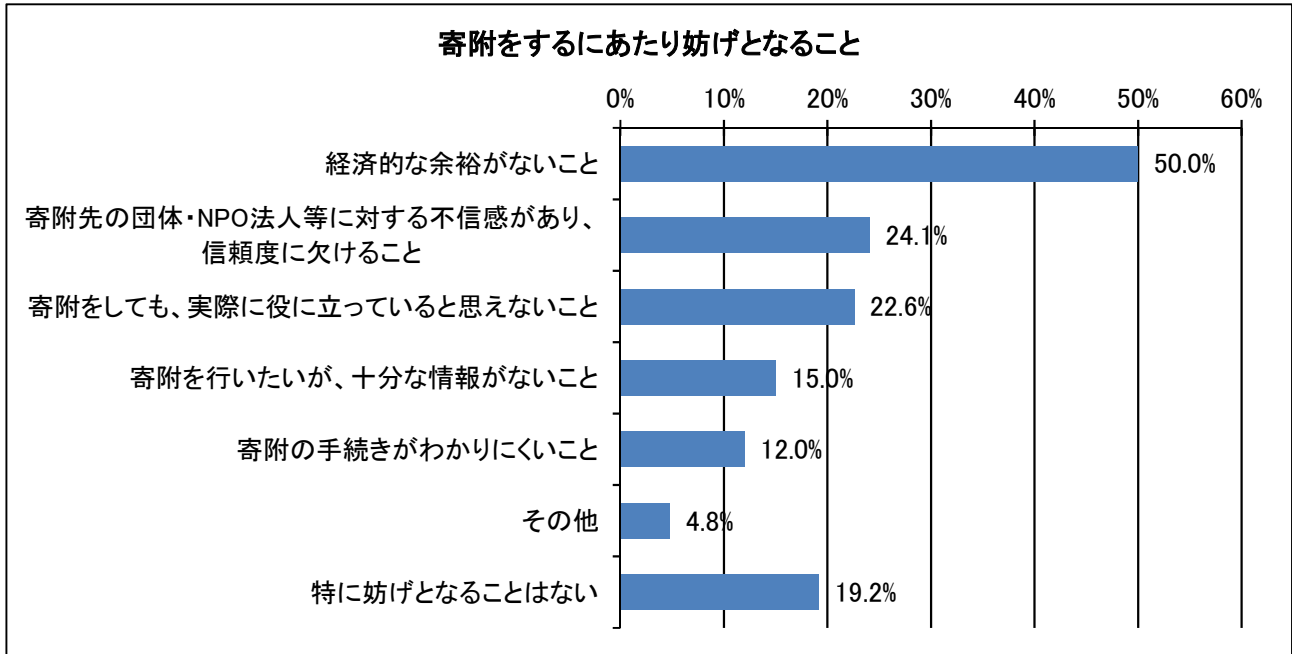
その上で、「NPO法人のことを信頼できるか」という質問には、17.1%が「信頼できる」、54.3%が「どちらかといえば信頼できる」と回答しました。一方で、「どちらかといえば信頼できない」、「信頼できない」を合わせると、14.4%が信頼できないと答えています。



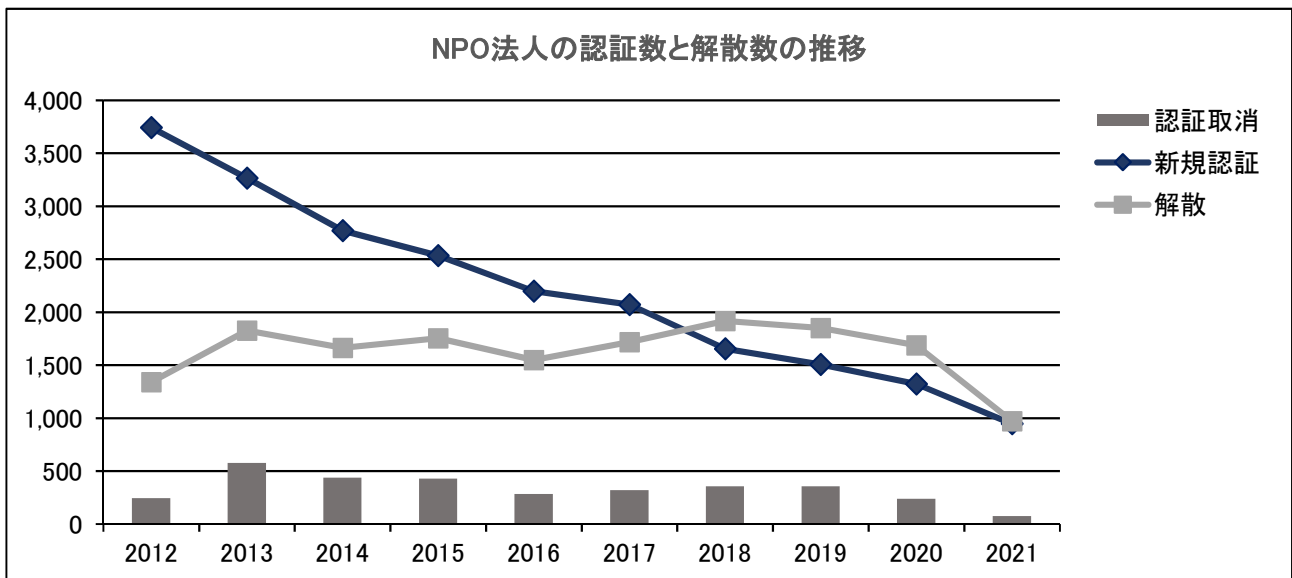
つまり、多くの市民は、NPO法人について多少なりとも知っているし、それなりに信頼していることが読み取れます。しかし、1割以上の市民が「信頼できない」と感じていることは、市民のための活動を旨とするNPO法人であるだけに、留意を要することといえます。

一方、内閣府は2020年6月に『令和元年度 市民の社会貢献に関する実態調査』を公表しています。これまでも多くのNPO法人がミッションを掲げ、活動を通じて、社会的信用を得られるように努力してきました。

しかし、「寄附をするにあたり妨げとなることはあるか」という問いに対して、24.1%の方が「寄附先の団体・NPO法人等に対する不信感があり、信頼度に欠けること」と回答しています。これは、NPO法人として社会的信用を得るためにやるべきことがまだ実施できていないのではないのでしょうか。



最後に、もうひとつグラフを見てみたいと思います。このグラフは2012年4月から2021年10月までのNPO法人の新規認証数と解散数を示したものです。2021年10月までに21,629ものNPO法人が解散しました。その方法は社員総会による解散が最も多く、16,809件です。次点は認証の取消して、これまでに4,388件のNPO法人が認証を取り消されました。そのほとんどが、事業報告書等を3年以上提出しなかったNPO法人であろうと推測できます。これらの結果、NPO法人が純減(前月対比でNPO法人の認証数が減少)する傾向が見られるようになりました。



前出の言葉で言えば、コンプライアンスの軽視にほかならず、ガバナンスが機能していなかったのではないかと思われまふ。そこまでに至らなくても、ガバナンスの不十分さが、団体に対する市民の信頼を失墜させる要因となることは少なくありません。社会貢献を標榜する団体であるだけに、市民の疑問や失望に直結していくことは十分に推測できます。そして、そのことは当事者である1法人だけでなく、NPO法人全般への信頼度に関わることが懸念されます。

つまり、NPO法人が市民からより信頼され、もっと多くの市民が関わってくれるようになるためには、活動内容をよりよくすることと同時に、NPO法人の運営組織をさらに改善することも大事なのです。この延長線上にあつてこそ、市民からの信頼を得て、市民に支えてもらうNPO法人として運営することが可能になり、さらには認定NPO法人を取得することも選択肢に挙げられるでしょう。認定NPO法人を取得すること自体が目的ではなくても、その取得の過程を通じて運営組織を改善し、ミッションをより高い次元で実現することが可能な団体に成長させることもできます。

適正な運営組織は一朝一夕で成り立つものではありません。日々の積み重ねが最も大事です。この章では、『1 設立・運営編』を参照しながら、NPO法人が見落としがちな、しかし、とても重要な日常的な業務を取り上げ、皆さんとともに振り返っていきたく思います。

3. 適正な運営組織をつくること

① 定款を理解する

NPO法人の定款は、そのNPO法人を運営する上での大前提となる重要な決まりごとです。NPO法人の目的や事業、役員を選任するための手続きやその条件、総会や理事会の開催・運営方法など、定款には、NPO法人が適正な運営組織をつくるための最も基本的なことが書かれています。自団体の定款を理解することがはじめの一步です。

NPO法人を設立するときには必ず定款を作成しますが、現実には『1 設立・運営編』の作成例など、既存のひな形を参考に作成することが多いかもしれません。しかし、定款とはNPO法人を設立する際に皆さん自身が決めるべきルールです。自分たちで決めたルールですから、自分たちで守るようにしなければなりません。逆に言えば、自分たちで決めたルールですから、不都合なところがあれば自分たちで変えることができます(ただし法令を逸脱することはできません)。現実には、定款通りに運営することがどうしても難しい場合もあるでしょう。そのときは、実態に合わせて定款を変更することも検討しましょう。ただし、定款を変更するには手間も時間もかかることが多いので、新しい定款で本当に定款通りの適正な組織運営が可能かどうか、慎重に検討する必要があります。

Check Point ! 『1 設立・運営編』 35ページから52ページ参照

- 定款を通読し、理解を深めましょう。役員だけではなく、スタッフも一読することが大事です。
- これまでの法人運営の中で定款通りに運営できていない部分はありませんか。もしあれば、すぐに改善しましょう。もしくは、定款を変更することでより適切に運営できるようにしましょう。

② 法令を遵守する

この手引を読んでいるあなたは、「法令を守るなんて当たり前のことじゃないか」とおっしゃるかもしれません。確かにその通りです。しかし、NPO法人の運営にあたって、既存の全ての法令をきちんと遵守できているかどうか、きちんと点検する必要があります。例えば、NPO法では全ての法人に年1回、通常総会の開催を義務づけており、開催できなかった場合はその時点で法令違反になってしまいます(厳密には、定款に書かれた通りの招集手続き等を経なければ、法令に基づく適正な総会とはいえません)。

法令にはとても多くの種類があり、全てを把握することは容易ではありません。しかし、NPO法人の運営に関連する法令は、ある程度、限られていますので、それらについて重点的に理解を深めておくことで、意図しない

法令違反を防ぐことができます。

NPO法人に関係する法令としては、大きく分けて、(1)全てのNPO法人に関係する法令、(2)税務・労務に関連する法令、(3)個々のNPO法人の事業に関係する法令、の3種類があります。これらのうち、特に(1)と(2)に関する、主な注意事項については、『1 設立・運営編』に解説がありますので、まずはその記述を確認してください。また、NPO法人の業務を幅広くカバーしたチェックリストなどもあります(市販されているものもありますし、簡易なものはインターネット上で見られるものもあります)。これらを活用し、法令違反のない組織運営を心がけましょう。

Check Point ! 『1 設立・運営編』 全般

(1) 全てのNPO法人に関係する法令

例) 特定非営利活動促進法、個人情報保護法など(税法の一部もほぼ全てのNPO法人に関係します)。

(2) 税務・労務に関連する法令

例) 税法(特に法人税と消費税に関連する法令)、労働法、社会保険に関する法令など。

(3) 個々のNPO法人の事業に関係する法令

例えば、高齢者福祉サービス、障害福祉サービス、保育などを行っている場合は、それぞれの事業に関連する法令があります。このほかにも、例えば、学ぶことを目的として現地を訪れるツアー(いわゆるスタディツアー)などは、旅行業法に関係する場合があります。

③ さまざまな書類を正しく提出する

NPO法人は、特定非営利活動促進法などによって定められた多くの義務があります。事業年度が終わってから3か月以内に事業報告書や計算書類などを所轄庁に提出しなければなりません。また、役員や定款を変更したときにも所轄庁に届け出る義務がありますし、内容によっては法務局で登記する必要があります。これらの手続きを滞りなく、かつ漏れなく行うことができますか。

特に、役員にはさまざまな制約があります。役員になれる人、なれない人がいます(NPO法人と認定NPO法人では条件が異なることに気をつけてください)。また、監事は職員を兼任できません。

Check Point ! 『1 設立・運営編』 71ページから96ページ参照

- 毎年必ず作成し提出しないといけない書類を書き出し、いつまでに何をすべきなのかをスケジュールにしてみましょう。例えば、事業報告書、計算書類(活動計算書など)、財産目録、年間役員名簿、社員名簿を所轄庁に提出する必要があります。
- これまでに所轄庁や法務局に提出した書類はデータと紙の両方で残していますか。それぞれの書類はきちんと整理しましょう。
- 事業報告書や計算書類などはNPO法人の活動実績をきちんと表現しましょう。文章だけではなく、写真、表、グラフ、図を入れることも効果的です。

④ 会員や寄附を管理する

NPO法人にとって、正会員などの社員、賛助会員、寄附者はとても大事な支援者です。納付された会費や寄附は適切に管理できていますか。毎年いただいているからといった理由で、杜撰な管理になっていたり、何年間も会費を払っていない幽霊会員が会員名簿に載っていたりしませんか。

NPO法では、社員総会が団体の最高意思決定機関であると定められています。正会員などの社員は、総会時に議決権を有しており、また、社員の人数によって総会の定足数などが変わります。従って、社員の人数を正

確に把握することは、組織の適正な運営の基盤として、とても重要です。

また、NPO法人が市民から信頼されているかを測る基準は、会員や寄附者の存在であるといっても過言ではありません。賛助会員や寄附者から継続的に支援してもらうために、きちんと管理する体制を整える必要があります。

Check Point ! 『2 認定NPO法人編』 83ページから86ページ参照

- 正会員や賛助会員などの会員や寄附者をリストにしましょう。今も支援してくれているひと、これまで支援してくれていたが最近支援してくれていないひと、随分前に退会したひと、さまざまなひとがいるはずです。
- 会費や寄附の受領年月日、名前、住所、寄附金額、備考をリストに追加しましょう。
- このリストを元に、NPO法人の理事やスタッフでこれまでの振り返りや今後の取り組みを検討することが大切です。

⑤ 基本と基準を大切にしたい会計を行う

NPO法人がほかの法人格と大きく異なる点のひとつは、情報公開の義務です。行政の管理監督よりも市民によるチェックや評価が重視され、毎年の活動に関する事業報告書は市民に公開されます。誰でも見ることができると、正しく作成し公開することはとても重要であり、中でも正しい決算書の提出は信頼されるために必須の要素といえます。

正しい会計を行うために必要なことは、一定レベルの知識とスキルに加え、日々の継続的な努力です。日常的な入出金の記帳、残額の照合、帳簿・証憑(領収書などの証拠書類)の整理・保管など、基本がきちんとできていること、NPO法人会計基準に則った計算書類などが作られることといったように、やるべきことは明確です。

大切なことは、担当者に任せきりにせず、役員・スタッフの一人ひとりが自分の関わる活動に関してお金の出入りから予算・実績の推移に至るまで、常に関心を持って関わる意識です。

なお、お金の取り扱いでは間違いが生じない細心の注意が特に必要であり、そのためのチェック体制など、リスク管理を徹底することも必須の対策といえます。

Check Point ! 『1 設立・運営編』 114ページから174ページ参照

- 現金の入出金はこまめに記帳できていますか。残額は、そのつど確認していますか。
- 入出金と証憑書類は符合させましょう。記帳日付は領収書でなく入出金日になっていますか。
- 小口現金を扱うひとは限定していますか。金庫は鍵がかかるところにしまっていますか。
- 支援者が必要とする情報を得られる計算書類や財産目録を作りましょう。特に、注記はNPO法人の詳細な実態を示すためにとても重要な書類です。

⑥ ひとを雇うとき、税金を支払うときの手続きを確認する

すべてのNPO法人が職員を雇っているわけではありません。ボランティアだけで構成されているNPO法人も多くあります。しかし、事業内容や規模によっては職員を必要とするNPO法人もあり、またNPO法人に対する社会の要求値が高くなってきたことで、事業内容に関する専門性を高める必要から、雇用が発生するNPO法人もあります。

職員を雇用する場合は法令を遵守する必要があります。労働基準法の遵守はもちろん、労働保険や雇用形態によっては社会保険の手続きも必要です。労務に関する手続きを正確に行うことで、職員は安心して長く働くことができるようになります。

これは税務に関しても同じです。NPO法人だからといって、すべての税金が免除されることはありません。し

かし、すべてのNPO法人が税金を払わないといけないわけでもありません。では、自団体はどうでしょうか。どんな税金を支払うべきで、減免される税金はどれでしょうか。

Check Point ! 『1 設立・運営編』 97ページから113ページ参照

- 自団体ではじめて職員を雇用するとき、新たに職員を雇用するときにはそれぞれ異なる手続きが必要です。すべて提出しましたか。
- 新しく事業を始めた、または事業を廃止したことによって税金が変わるときがあります。確認できていますか。
- 労務や税務がわからないときに相談できる詳しいひとは周りにいますか。
- 税務や労務に関連する法令を遵守することは最低限必要なことです。労務は本来NPO法人の職員がよりよく働くための環境整備のためにあります。そのための方策は何が考えられるでしょうか。

コラム 認定NPO法人認知症予防ネット神戸さんの場合

神戸市で活動する認定NPO法人認知症予防ネット神戸さんに、認定NPO法人制度についてお話を伺いました。認知症予防ネット神戸さんは2010年7月20日にNPO法人格を取得、2013年1月31日に認定NPO法人になられた団体です。



認定期間 2013年1月31日～2023年1月30日 ※2018年認定更新

活動内容

認知症を早期に発見・予防し、だれもが地域の中で支えあいながら暮らしていくために、医療機関や大学などと連携し、行政にも積極的に働きかけながら、認知症予防講演会、物忘れ相談・検診、脳いきいきクラブなどさまざまな活動をされています。

2020年度の支援者

正会員：59名	126,000円
賛助会員：118名	401,000円
受取寄附金	988,791円

※会員欄の金額は入会金・年会費合計

Q1. 認定を取ってよかったと思うことはありますか？

A. 行政や大学、地域等へ事業を提案する際など、自団体のアピールポイントとして「認定NPO法人であること」を積極的にお伝えするようにしています。多くの支持者がいる、信頼できる団体であるということはやはり強みになります。また最近ではインターネットでの検索を通じて団体のウェブサイトを訪れる方が増えているため、当団体が認定NPO法人であること、寄附金への税額控除が受けられることなどを解説するページを公開しています。「認定NPO法人」の記載と説明があることで、全く初対面の方にも信頼感を得て頂けているのではないかと思います。

Q2. 支援者を増やすために工夫されていることはありますか？

A. 長期的な事業計画を立て、意識して会員募集や寄附募集を行っています。寄附者の多くを占める賛助会員に対しては、講座の開催などを通じなるべく活動の現場へ参加していただく機会を設けるようにしています。ニューズレターでの情報発信は大切ですが、文字だけではどうしても関心が薄れてしまい会員の継続・更新につながらないと思うので、積極的に参加をお誘いしています。

Q3. 寄附金を集める際の工夫はありますか？

A. 活動に必要な機材を購入するための寄附募集を実施しています。物忘れのご相談を受ける際に認知症の早期発見へ役立つソフトウェアを使用しているのですが、その操作を行うタッチパネルが壊れてしまい買い直すことになりました。このような現状をニューズレターで発信したところ、具体的な団体の困りごとや資金の使途が明確に伝わったためか、会員の方からの反応がいつもより多く寄せられ、徐々に寄附が集まってきているところです。

Q4. このたび認定を更新されましたが、更新手続きにおいて大変だったことなどはありますか？

A. 認定を受けてから5年分の実績書類を全て揃えなければならないため、日ごろの事務をきちんと行っても書類の準備は大変でした。寄附者名簿や寄附金の受領書、出納の管理などは日々の積み重ねですので、更新のためにも地道にやるしかないというのが実感です。改めて、法令は遵守できているか、組織体制は十分かなどを意識する良い機会にもなりました。

Q5. これから認定NPO法人を目指そうという団体にアドバイスをお願いします。

A. 寄附者を増やすためにはまず、団体本来の活動の中身や質を高めていくことが第一であると思っています。私たちの場合「どなたのご相談・ご依頼にも必ず誠実にお答えする」という姿勢で事業へ取り組んだ事で地域からの信頼を得、寄附の増加につながりました。一度認定NPO法人になったあとは、更新が途切れてしまえば寄附者に迷惑がかかることとなりますので、「次の更新でも認定の基準をクリアできるように」と常に意識して取り組んでいます。認定NPO法人になる事は、地域に役に立つ、地域になくてはならない法人としての活動基盤をつくる事に繋がります。「認定は一日にして成らず」書類の整備など大変なことも多いですが、ぜひ頑張ってください。